

## 保険証（被保険者証）の一斉更新について

### ◆保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成28年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を送付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

新しい保険証の色は  
水色です

新しい保険証の有効期限は、平成29年7月31日までです。

紛失したときや汚れたときは、再交付しますので役場窓口までお申し出ください。

### ◆減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成28年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。新しい減額認定証の有効期限は保険証と同じ平成29年7月31日までです。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に保険証とあわせて減額認定証を送付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認のうえ、役場窓口へ申請してください。

新しい保険証の色は  
黄緑色です

#### ○減額認定証の交付要件

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	①世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	②老齢福祉年金を受給されている方

### 医療費通知を全受診者に送付します

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、希望者に医療費通知を送付していましたが、平成28年9月送付分より全受診者（平成28年1月から6月分の医療費が対象）に送付します。

なお、発送時期は従来の9月と翌年3月に変更ありません。

○この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをする必要はありません。

※この通知を確定申告書などの医療費控除の領収書の代わりにすることはできません。

問 合 せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601

〔役場〕健康福祉課国保・介護グループ ☎ ⑤4555